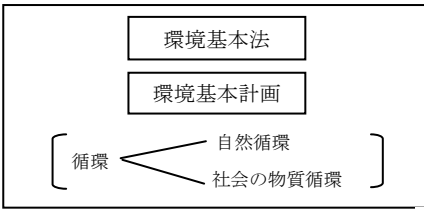


# 循環型社会形成推進のための法体系



**循環型社会形成推進基本法（基本的枠組み法）**

社会の物質循環の確保  
天然資源の消費の抑制  
環境負荷の低減

○基本原則、○国、地方公共団体、事業者、国民の責務、○国の施策

**循環型社会形成推進基本計画**：国の他の計画の基本



一般的な仕組みの確立

**改正廃棄物処理法** 平成13年4月施行

**改正資源有効利用促進法** 平成13年4月施行

- ①廃棄物の発生抑制
- ②廃棄物の適正処理
- ③廃棄物処理施設の設置規制
- ④廃棄物処理業者に対する規制
- ⑤廃棄物処理基準の設定等

**拡充強化**

発生抑制対策の強化  
不適正処理対策  
公共関与による施設整備等

- ①再生資源のリサイクル
- ②リサイクル容易な構造・材質等の工夫
- ③分別回収のための表示
- ④副産物の有効利用の促進

**拡充整備**

リデュース  
リサイクル → リユース  
リサイクル (3R)  
需要面からの支援

個別物品の特性に応じた規制

**容器包装リサイクル法**

平成十八年六月改正  
平成十二年四月施行

**家電リサイクル法**

平成二十一年四月改正  
平成十三年四月施行

**建設リサイクル法**

平成十四年五月施行

**食品リサイクル法**

平成十九年六月改正  
平成十三年五月施行

**自動車リサイクル法**

平成十七年一月施行

**小型家電リサイクル法**

平成二十五年四月施行

**グリーン購入法**

平成十三年四月施行

・ 容器包装の市町村による収集  
・ 容器包装の製造・利用事業者による再商品化

・ 消費者がリサイクル費用を負担  
・ 廃家電を小売店が消費者より引取  
・ 製造業者等による再商品化

工事の受注者が  
・ 建築物の分別解体  
・ 建設廃材等の再資源化

食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物の減量化、再資源化

・ 消費者がリサイクル費用を負担  
・ 製造業者等による再商品化

・ 市町が分別して収集  
・ 認定事業者等による再資源化

国などが、再生品などの環境物品の調達を率先的に推進

（ビン、PETボトル、紙製・プラスチック製容器包装等）

（エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・乾燥機）

（木材、コンクリート、アスファルト）

（食品残さ）

（自動車）

（小型電子機器等）

（例：再生紙、コピー機）